

# 「ICT利活用戦略ワーキンググループ」 の検討状況報告

平成23年6月6日

新事業創出戦略委員会 ICT利活用戦略ワーキンググループ

座長 村上 輝康

## 1. 検討事項

- (1) ICT利活用を重点的に推進していくべき分野と推進方策について
- (2) ICT利活用施策の在り方について

## 2. 検討状況

- ・平成23年2月17日、情報通信政策部会新事業創出戦略委員会に「ICT利活用戦略ワーキンググループ」を設置。
  - ・平成23年2月17日以降、計6回の会合を開催し、検討を実施。
    - ①「ICT利活用を重点的に推進していくべき分野と推進方策」について検討(第1回～3回会合)
    - ②「災害時におけるICTの利活用の課題」について検討(第4回会合)
    - ③「ICT利活用施策の在り方」について検討(第5回～6回会合)
- また、上記①～③について、メーリングリスト上でも意見交換を行った。

## 構成員 (敬称略)(平成23年2月現在)

氏名	主要現職
村上 輝康(座長)	野村総合研究所シニアフェロー
國領 二郎(座長代理)	慶應義塾大学 総合政策学部長・教授
秋山 昌範	東京大学政策ビジョン研究センター教授
猪狩 典子	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター研究員
石川 雄章	東京大学大学院 情報学環 特任教授
岩野 和生	日本IBM執行役員 未来創造事業担当
梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員 (CEO)
角 泰志	日本ユニシス株式会社専務執行役員 ICTサービス部門長

氏名	主要現職
亀岡 孝治	三重大学大学院生物資源学研究所 「食と農業を科学するリサーチセンター」教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所 情報・通信コンサルティング部 上席コンサルタント
篠崎 彰彦	九州大学大学院経済学研究院教授
三谷 慶一郎	NTTデータ経営研究所 情報戦略コンサルティング本部長
野城 智也	東京大学生産技術研究所長
安田 直	NPO日本ネットワークセキュリティ協会主席研究員
山田 肇	東洋大学経済学部教授

## 1 今後のICT利活用政策に係る基本的な考え方について

- (1)「技術ドリブン(=中心・基軸)」から「課題ドリブン」、「ユーザードリブン」への転換
- (2)「ICT利活用」から「情報利活用」への発展
- (3)「分野」から「共通基盤」への重点化(「縦割」から「横軸」へ)

## 2 成果の上がる政策の実現に向けた課題について

- (1)ICT利活用政策における効率性・公正性・説明責任の担保
- (2)ICT利活用政策の「ロードマップ」の策定と「段階的管理」
- (3)アウトカムの設定と適切な事前評価の実施
- (4)適切な事後評価とフォローアップ
- (5)ICT利活用政策の構造化

## 3 今後のICT利活用政策の具体的な重点事項と推進方策について

- (1)情報流通連携基盤
- (2)人材・リテラシー・アクセシビリティ
- (3)情報セキュリティ

## (補論) 災害時における情報流通・利用の課題

1. 災害等の緊急時に対応できる情報流通連携基盤の整備
2. 情報の円滑な流通・利活用のための情報の規格化の推進
3. 被災地と全国を結ぶ情報団の組成等
4. 情報流通・利活用に関する防災計画の策定
5. アクセシビリティの確保
6. 災害に強い情報通信環境の整備
7. 緊急時に対応した規制の見直し
8. 災害に関する情報の信頼性の評価
9. その他

## 1 今後のICT利活用政策に係る基本的な考え方について

### (1)「技術ドリブン(=中心・基軸)」から「課題ドリブン」、「ユーザードリブン」への転換

ICTのコモディティー化(日用品化・低廉化)により技術的・経済的な制約がいよいよ小さくなり、有線・無線のブロードバンド環境が全国的に整備され、クラウドサービスの発展により大きなICTパワーを誰もが利用可能となった現在、ICT利活用政策は、様々な社会経済活動における課題を、様々なICT技術を自由に組み合わせ利用することで解決・軽減していくことに目標を置く、いわば「課題ドリブン」な政策へと転換するべきである。また、「ユーザードリブン」な視点も重視するべきである。

### (2)「ICT利活用」から「情報利活用」への発展

多様な機関が保有する情報をオープンに流通させ、大規模データ(ビッグデータ)の分析的利用を可能にし、多様な主体がそれらを自由に組み合わせ(マッシュアップ)て新たな付加価値を提供する、「価値ある情報の利活用」の有効性・重要性が高まっている。散在する情報がオープンに流通し、大規模データがより容易に集約・分析され、利用されることを通じて課題が解決される。このため、情報や知識体系の整理・形式化による連携・共有(相互運用性の確保)を可能とする環境整備が不可欠。

### (3)「分野」から「共通基盤」への重点化(「縦割」から「横軸」へ)

新しいICT利活用政策においては、個別の課題への対応に閉じるのではなく、様々な分野や領域の課題の解決に活用することを念頭に、情報の利活用ルールを確立し、その成果をオープンに共有していく必要がある。

## 2 成果の上がる政策の実現に向けた課題について

### (1)ICT利活用政策における効率性・公正性・説明責任の担保

国民ニーズによる目標の明確化、要する期間と直面する課題や不確実性等のリスクの明確化、計画化、リスク回避のための関係府省等との積極的な連携、目標と成果の比較評価と目標修正へのフィードバックのPDCAサイクルを回すとともに、そのサイクル全ての説明責任と情報開示を図っていくことが重要である。

### (2)ICT利活用政策の「ロードマップ」の策定と「段階的管理」

- ・目標達成の評価指標や目標に至るまでの期間・プロセスを可視化する「ロードマップ」を事前に策定するべき。
- ・ICT利活用政策に係る各プロジェクトを、①研究開発段階、②社会実験段階、③試験導入段階、④普及促進段階に区分し、それぞれの解決すべき課題・リスクを明確化して評価指標を定め、各段階でのPDCAサイクルを回して、次の段階を進めることの可否の判断や全体のロードマップの修正や明確化を行っていく必要がある。

### (3)アウトカムの設定と適切な事前評価の実施

委託事業等の採択のための事前評価の精度を上げていくために、評価者毎の評価結果の公表といった「評価手法」の見直し、申請者の事業実施能力やマネジメント能力の評価の重視といった「評価項目」の見直しを行うべき。

### (4)適切な事後評価とフォローアップ

ロードマップを構成する各プロジェクト毎に、対応する課題・リスクに応じた事後評価を実施し、次の段階への移行の可否、アウトカムの修正や明確化等を外部評価委員により適切に実施する必要がある。また、失敗要因についての検証、その経過と結果の公開を通じ、以後の政策に生かしていくことが重要。

### (5)ICT利活用政策の構造化

新しいICT利活用政策は汎用性のある情報流通連携基盤を確立することを全体的な成果物とすることから、個々のプロジェクトをばらばらに実施していくのではなく、様々な課題解決に取り組む多様なプロジェクトを汎用性の確保のために相互補完的な役割を担うものとして束ね、構造化することが必要である。

## 3 今後のICT利活用政策の具体的な重点事項と推進方策について

### (1) 情報流通連携基盤

主体、分野・領域に閉じない情報流通・利用のための共通基盤として、前述したとおり、情報や知識体系の連携・共有環境の整備のための技術・運用ルールと、これまでも取り組んできた情報セキュリティ、ICT人材育成等を合わせた環境の整備を推進すべきである。

#### ア 情報の取り扱いに関するルールと技術の確立

##### ① 情報のオープン化・共有化の推進

情報を大規模データの分析的利用というかたちで主体、分野・領域横断で流通・集約・利用することにより、新たな事実や論理の発見による社会共有のマニュアル化・ノウハウ化が可能となり、「価値ある情報の利活用」が実現する。このため、情報のオープン化、共有化を推進していくことが重要になるが、情報の相互運用性を確保する観点から、情報をオープンにする際の技術の規格化や二次利用のルール化が求められる。

##### ② 情報の信頼性(クオリティ)の確保

ICTを使用して主体、分野・領域横断的に流通・利用される情報は、当然、個々に信頼性のレベルが異なるものであるが、情報や見解は多様で多面的であることが望ましい。一方で、そうした情報を利用者が取捨選択するために、組織要件やレピュテーション(評判情報)等をもとにした信頼性の評価を第三者機関が提示する仕組みや、信頼性の異なる情報の集約・連携による新たなサービス創出に向けて、技術の規格化が必要となる。

#### イ プラットフォームのオープン性の確保

##### ① システムの相互運用性、オープンプラットフォームに係る技術の確立

主体、分野毎に異なるサービス水準やコンプライアンス上の要求を満足する形で、個別に構築されたプラットフォームのインターフェースの互換性の確保(APIの提供)、データ様式等の連携・標準化、サービス横断での認証・課金の連携や、サービス責任分解・機密性確保の技術・ルールを含め、相互運用性を確保していくことが必要である。

##### ② クラウドサービス等の利用環境の整備

上記のア及びイ①に関する技術・ルールは、クラウド事業者が利用者に提供するサービスの中で実現されていく必要がある。クラウド事業者の順守事項をガイドライン化するとともに、実現しているか否かを利用者が確認できるように情報開示に係る仕組みが有用である。

#### ウ 具体的な施策例

情報流通連携基盤を確立するためには、重要な課題の解決を目標とした具体的な情報流通連携基盤の検証の積み重ねを通じて、より汎用性の高いものへの漸進的に取り組んでいく必要がある。具体体には、分野所管の関係府省とも密接に協力・連携しつつ、施策に取り組んでいくことが重要である。(8つの例を提示)

### (2) 人材・リテラシー・アクセシビリティ

#### ア 人材・リテラシー

技術面、サービス面の革新により、大規模データの分析的な情報活用で新しいビジネスモデルやマーケティングモデルを創出し、かつコンプライアンスを確保できる「情報活用人材」の重要性が高まっている。例えば農業分野等、これまでICT利活用が進んでいない分野を中心として、今後「情報活用人材」を育成していくためには、必要となる「情報活用能力」を定義し、このための育成プログラムを構築していくことが望まれる。

#### イ アクセシビリティ

・障がい者・高齢者を含む全ての人の情報へのアクセシビリティの向上に資する「ユニバーサルデザインの実現」にも重点が置かれるべきである。  
・個々のサービスや情報毎にアクセシビリティの実現を図るのではなく、様々なサービスや情報へのアクセシビリティをメディア変換(音声から文字、日本語から英語等)により実現するためのオープンインターフェースを確立することを目指すべきである。

### (3) 情報セキュリティ

情報セキュリティの向上には啓発・教育が重要となる。特に、「専門家」と「一般ユーザ」の間を取り持つ「看護師」的な役割を果たすものとして、地域コミュニティの支援、サポーター育成、マッチングシステム、見守りセンサー等有効と考えられる。一方、「信頼度100%の情報」というものは存在しないので、セキュリティ対策に費やすコストと対策しないことによるリスクを比較評価する合理的な対応が求められる。

## （補論）災害時における情報流通・利用の課題

### 1. 災害等の緊急時に対応できる情報流通連携基盤の整備

手段は多様化してもよいが、それぞれのデータベースは連携するなど、住民の目線に立って、民間同士、民間と行政との連携を進める必要がある。

こうした観点から、**政府がクラウドをオープンに提供し、この上で技術面、運用面のルールに従って行政、民間やNPOがそれぞれの取り組みを行うことができれば、官民連携による情報流通連携基盤が実現し**、被災者ニーズの把握や行政・民間が実施する被災者支援策等、復旧・復興につなげる情報の可視化にも役立つと考えられる。

### 2. 情報の円滑な流通・利活用のための情報の規格化の推進

・短期間で大量の情報の流通が想定される災害時においては、**情報提供の様式、すなわち情報フォーマットの統一化が重要**になる。

・インターネットで発信する情報のデータ形式についても、**共通ファイル形式を予め規格化しておく必要**がある。

### 3. 被災地と全国を結ぶ情報団の組成等

予め、**ICTによる地域づくり等を積極的に行っている方々を「情報団」（地域ICT活用人材）として組織化・育成して、災害時には、インターネット環境の設定・運営やそれが必要としている情報提供を行う**とともに、このネットワーク等を通じて外部にニーズ情報等を発信する、**「共助」の仕組みを形成することが有効**と考えられる。

### 4. 情報流通・利活用に関する防災計画の策定

**非常災害時におけるミラーサイト確保や、災害対策関係ファイルの軽量化、新しいICTの活用等について、国、自治体等の防災計画に盛り込む必要**がある。

また、災害時における第三者によるミラーサイトの提供については、緊急避難として認められる範囲を予め整理することや、本サイトとミラーサイトの同期の取り方等、利用者に混乱を与えない運用の在り方を検討することが必要である。

### 5. アクセシビリティの確保

**地域住民から旅行中の外国人まで災害に巻き込まれた多様な人々の情報ニーズに対応できるアクセシビリティを予め準備しておく必要**がある。このためには、地方自治体同士で事前に協力協定を締結し、災害時には被災自治体のサイト更新サポートをする等の取り組みを推進すべきである。

### 6. 災害に強い情報通信環境の整備

・**ICTリテラシーの低いユーザーでも容易に使い、かつ、災害に強い情報通信環境の整備が必要**である。携帯端末による情報流通・利用についてより利便性を高める必要。

・災害情報の伝達の一層の充実を図るため、**緊急情報をあらゆる情報通信手段を用いて伝える体制の整備を検討する必要**がある。

・ICTを活用した減災に向け、災害時における情報流通・利用について、**住民、関係行政機関、指定公共機関、通信事業者、放送事業者、ICT関連企業、NPO、学校施設関係者、情報団等の間において、「災害情報訓練」を定期的を実施することが必要**である。

### 7. 緊急時に対応した規制の見直し

**情報共有を阻害する法制度・ルールの緩和が必要不可欠**である。今般の東日本大震災においては、医療分野等で平時に認められてこなかった規制緩和が実施されているが、この経験を元に平時での規制緩和に繋げていく取り組みをすべきである。

### 8. 災害に関する情報の信頼性の評価

情報発信のやり方等については、**第三者が点検・検証し、有効性や信頼性を確保するよう、社会システムに組み込むことが必要**である。

### 9. その他

災害対応も含め、ICT利活用政策の転換と一層の推進が必要であることが再認識できた。特に、**ICT利活用政策は、実証実験の成果を実装まで持っていくロードマップを明確化する必要**がある。そうでなければ、災害時には役に立たない。